

8 工事の概要、機器のメニューごとの条件及び必要書類

イ 太陽光発電システム（太陽光パネル）の設置

メニューごとの条件

- ①システムを構成するモジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関の認証を受けたものであること。
- ②機器は、未使用のものを購入すること。
- ③設置にあたっては、「太陽光発電の環境配慮ガイドライン（環境省）」を遵守すること。

申請に必要な書類

（注）提出書類は可能な限りA4サイズに統一し、ホチキス留めはせずにご提出ください。

※必ず、工事完了後に申請してください。各様式は区ホームページよりダウンロードできます。

- ・ 交付申請書兼請求書【様式1】
- ・ 申請時チェックリスト【様式2】
- ・ 領収書及び領収書内訳書の写し【参考様式1】
※太陽光発電システム設置に係る費用、メーカー名、型番、型番ごとの枚数、出力（kW）を記載してください。
※領収書の宛名は必ず申請者名としてください。
※工事経費の全額が記載された領収書が必要です。
- ・ 太陽光パネル（モジュール）の割付図
※設置する太陽光パネル（モジュール）の全ての枚数が分かるものをご提出ください。
※太陽光パネルの合計出力（kW）を記載してください。
- ・ 太陽光発電システムのメーカー名、仕様等が確認できるカタログ、パンフレット等の写し
- ・ 太陽光発電システムを構成するモジュールが一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）のIECEE-PV-FCS制度に加盟する海外認証機関の認証を受けていることが確認できるものの写し
- ・ 太陽光発電パネル設置後の全景写真
※設置した太陽光パネル（モジュール）の全ての枚数が分かる写真をご提出ください。
※写真が数枚にわたる場合は、【参考様式3】写真提出用台紙をご利用ください。
- ・ パワーコンディショナ設置後の全景写真
- ・ 太陽光発電システムの設置完了日が確認できるものの写し
（工事完了報告書、保証書等）【参考様式2】
- ・ 太陽光パネル（モジュール）の出荷証明書（モジュールの製造番号がはいったもの）の写し
（モジュールの製造番号が記載されていない場合は「出力対比表」または「モジュールの製造番号シールを台紙に貼りつけたもの」等を追加でご提出ください。なお、出荷証明書が用意できない場合は、型番と数量が記載された保証書でも出荷証明書の代わりとすることができます。）
- ・ 建物の登記事項証明書（原本／コピー可）（法務局でご申請下さい）
※発行日が申請前6か月以内のもの
※法務局の公印が無いものは認められません。
- ・ 申請者の住所が確認できるものの写し
（運転免許証、マイナンバーカード又は住民票（原本・コピー可））
※社会保険証やパスポート等に住所が手書きで記載されているものは認められません。
※マイナンバーカードの写しを提出する場合は、必ず表面のみご提出をお願いします。
（裏面の個人番号部分のコピーは提出しないでください。）
- ・ その他、区長が必要と認めるもの
※審査にあたり、上記以外の書類の提出を求める場合があります。